

予算特別委員会記録

1 日 時 令和3年3月10日（水）
 午前10時01分 開会
 午後 4時24分 散会

2 場 所 議場

3 出席委員（24名）

委員長	藤田 豊治	副委員長	高塚 広義
委員	小野 志保	委員	片平 恵美
委員	合田 晋一郎	委員	白川 誉
委員	伊藤 嘉秀	委員	越智 克範
委員	井谷 幸恵	委員	神野 恭多
委員	米谷 和之	委員	篠原 茂
委員	河内 優子	委員	黒田 真徳
委員	藤田 誠一	委員	小野 辰夫
委員	伊藤 謙司	委員	藤原 雅彦
委員	大條 雅久	委員	藤田 幸正
委員	伊藤 優子	委員	仙波 憲一
委員	近藤 司	委員	山本 健十郎

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

市長	石川 勝行	副市長	加藤 龍彦
副市長	原 一之		

企画部

企画部長	亀井 利行	総括次長（ICT戦略課長）	山内 嘉樹
次長（財政課長）	木俵 浩毅	総合政策課長	加地 和弘
地方創生推進課長	近藤 淳司	ICT戦略課主幹	西原 誠

総務部

総務部長	赤尾 禎司	総括次長（人事課長）	高橋 正弥
------	-------	------------	-------

出納室

会計管理者（出納室長）	和田 昌志
-------------	-------

議会事務局

議会事務局長	岡田 公央	議会事務局次長	飯尾 誠二
--------	-------	---------	-------

選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局長（ICT戦略課長）	山内 嘉樹
----------------------	-------

監査委員事務局

監査委員事務局長	櫻木 俊 彰		
福祉部			
福祉部長	藤田 憲 明	総括次長（子育て支援課長）	曾我部 み さ
次長（地域包括支援センター所長）	伊達 忠 幸	生活福祉課長	村上 仁 志
保健センター所長	東田 寿 重	子育て支援課主幹	阿部 広 昭
保健センター主幹	石見 慈	地域包括支援センター副所長	佐々木 正 子
危機管理統括部長			
危機管理統括部長	庄司 誠 一		
市民環境部			
市民環境部長	原 正 夫	総括次長（地域コミュニティ課長）	長 井 秀 旗
次長（市民課長）	酒井 千 幸	次長（ごみ減量課長）	加藤 大 和
危機管理課長	竹林 栄 一	環境保全課長	小島 篤
環境施設課長	小野 隆 典		

6 委員外議員

議 長 永 易 英 寿 副議長 田 窪 秀 道

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田 公 央 議会事務局次長 飯尾 誠 二
 議事課議事係長 和田 雄 介 議事課主任 村上 佳 史

8 付託案件

議案第13号から議案第22号

9 会議の概要

午前 10時01分開会

- 委員長（藤田豊治）（開会挨拶）
- 石川市長（挨拶）
- <第1グループ>
- 議案第13号 令和3年度新居浜市一般会計予算
- 飯尾議会事務局次長（議事課長）（説明）
- 山内企画部総括次長（ICT戦略課長）（説明）
- 高橋総務部総括次長（人事課長）（説明）
- 和田会計管理者（出納室長）（説明）
- 山内選挙管理委員会事務局長（説明）
- 櫻木監査委員事務局長（説明）

<質 疑>

情報化推進事業費

○委員（白川誉） 1点目、情報通信ネットワーク構築に要する経費とありますが、経費内訳を教えてください。

2点目、ICT戦略課として、情報化推進とは、具体的にどのように推進しようとしていますか。

か、またどのような効果を見込んでいますか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） まず、情報通信ネットワーク構築に要する経費については、庁内LANシステムに係る電算機器使用料、複合機使用料です。

主な内訳は、電算機等の使用料が2億2,248万9,000円、通信運搬費、器具修繕料など、その他が713万円です。

次に、情報化推進として、ICTを活用した情報共有等の業務の効率化、標準化を推進しており、具体的には、庁内の業務で使用するパソコンと各種システムをネットワークで結び、情報の一元管理を行うことで、適時に効率よく全庁で情報連携を行うことが可能となっています。

今後は、文書管理・電子決裁システムの導入のほか、ペーパーレス会議や押印の廃止についても実施することとして進めており、さらに事業の見直しを行い、内部事務の最適化を進めたいと考えています。

○委員（白川 誉） 令和元年度決算から約3,000万円増えていますが、これから情報化の推進をしていくために、予算はどれぐらい上がっていきますか、またどのように認識していますか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） 具体的な数値は持ち合わせていませんが、将来的にデジタル庁が創設され、いろいろな業務がデジタル化されることが予想されるため、適宜精査を行い、予算の増額を精査したいと考えています。

○委員（井谷幸恵） 目的は何ですか。どのようなことができるようになるのですか。また、どこに委託するのですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） 職員が使用する庁内のパソコンや各種システムに関して、安定した業務が行えるように環境整備を行い、また情報漏えい等のセキュリティー対策を講じて、システムの安全性を確保することを目的としています。

次に、委託先については、今現在はNTT西日本に委託をしています。

庁内デジタル化推進費

○委員（伊藤優子） 新型コロナウイルス感染拡大防止策として、職員の分散勤務を図るためのテレワークの実施とオンライン会議を活用した行政事務の効率化を図るとありますが、具体的にオンライン会議はどのようにされるのですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） オンライン会議の仕組みについては、タブレット端末などで、ZoomやWebexなどのウェブ会議システムを活用して、県や他市など外部機関との打合せを行えるもので、画面に、相互の映像を映し出すとともに、音声も同時に流れるため、通常の会議と同様に進行することが可能となっています。

○委員（伊藤優子） 庁内ではなく、外部の人との協議に使うための費用ですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） タブレット端末では、庁内の職員同士での会議にも利用することが可能です。

○委員（伊藤優子） 台数はどれぐらいあるのですか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） タブレットは125台、ウェブ会議用設備は10台準備しています。

○副委員長（高塚広義） 1点目、予算の内訳をお伺いします。2点目、新型コロナウイルス感染

症対策として、職員の分散勤務を図るためのテレワーク等を実施するとありますが、対象となる職場と人数についてお伺いします。3点目、オンライン会議を活用した行政事務の効率化を図るとありますが、どのような行政事務を想定しているのか、またどの程度の効率化を想定しているのか、お伺いします。4点目、対象となる職場の職員と既に話合いを行っているのか、また職員の反応についてあればお伺いします。5点目、この事業を行うに当たっての懸念材料等があればお聞かせください。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） まず、予算の内訳については、今年度、地方創生臨時交付金で整備したテレワーク、庁内WiFi環境などのシステム及び回線の使用料に関する予算で、テレワーク環境のシステム使用料が79万2,000円、WiFi環境の使用料が65万4,000円、タブレット端末の使用料が166万4,000円です。

次に、テレワークの対象となる職場と人数については、正規職員のうち、テレワークを実施することが適当であると所属長が認めた職員を対象として、同時に最大40人が勤務できるように整備をしています。

次に、想定している行政事務については、主に、県や他市との打合せなどの外部機関とのコミュニケーションの効率化に使用していますが、感染症対策のほか、出張などの移動時間削減の効果があります。今後は、庁内の打合せや部門間で連携が必要となる業務への活用についても、検討していきたいと考えています。

次に、対象となる職場の職員との話合い、また職員の反応については、各課のICT推進担当者にシステム稼働前の1月にテレワーク端末の使用方法や、オンライン会議、タブレット端末の使用についての説明を行っています。また、庁内の電子掲示板により全職員に対して、これらのデジタル技術の活用について周知を図っています。テレワークについては、令和3年2月から運用を行っており、これまで10名以上の職員が利用していますが、特に問合せや不具合もなく順調に活用が進んでいます。

次に、懸念材料については、これらのデジタル技術の活用が進むことにより、双方向でオンラインサービスなどの行政サービスの向上にもつながると考えられますが、職員のデジタル技術活用能

力向上の状況を注意深く観察しながら、今後の効果的な行政サービスへの対応について検討を重ねていく必要があると考えています。

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容、目的、今後の方向性、また、どこに委託するのか、教えてください。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） まず、内訳と内容については、今年度、地方創生臨時交付金で整備したテレワーク、庁内Wi-Fi環境などのシステム及び回線の使用料に関する予算で、テレワーク環境のシステム使用料が79万2,000円、Wi-Fi環境の使用料が65万4,000円、タブレット端末などの使用料が166万4,000円です。

次に、目的や今後の方向性については、デジタル技術を活用した業務の効率化、行政サービスの向上を目的としており、今後はリモート会議を推進し、テレワークの本格的な実施に向けて、文書管理・電子決裁システムの導入のほか、ペーパーレス会議や、押印の廃止についても実施することとしています。委託先は、NTT西日本と四国通建です。

スマートシティ推進事業費

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容、目的、またどこに委託するのか、教えてください。

○加地総合政策課長 まず、内訳と内容については、先進地研修などの職員旅費が30万円、令和元年度に構築したデータプラットフォームの運営、保守管理に関する経費が約2,217万円、バスロケーションシステムの実証実験に取り組む経費が約240万円です。

目的については、人口減少、少子高齢化が進行する中、IoTやAIを含むICT等の先端技術を活用しながら、地域の抱える諸課題の解決に取り組むため、令和元年度に構築したデータプラットフォームに様々なデータを蓄積、共通化し、新たなサービスに活用できるようにすることを目的としています。

委託先については、データプラットフォームに係るシステムは、令和元年度に構築したNECのデータプラットフォームを利用するため、NECとハートネットワーク、日本デジタル配信株式会社によるデータ利活用型スマートシティプラットフォーム運営共同体に運営をお願いする予定です。バスロケーションシステムは、令和2年度の

実証実験で使用したモネテクノロジーズのシステムを引き続き利用する予定としています。

地域ポイント制度運営事業費

○委員（白川誉） 1点目、現在の状況を教えてください。2点目、令和3年度の目標数値を教えてください。3点目、本予算に加えて企画、協議、検討している自治体ポイント事業があれば教えてください。

○加地総合政策課長 まず、現在の状況については、令和3年3月5日現在のユーザー数は、約10,300人で、うちアプリが約8,100人、カードが約2,200人となっています。流通ポイント数については、コロナ対策第1弾のキャンペーンで約1,370万ポイント、第2弾で1,140万ポイント、現在実施中のキャンペーンについては、3月4日までで、約360万ポイントが流通しています。通常ポイントは、約196万ポイントが流通しています。

経済効果としては、第1弾キャンペーンでは、約4500万円以上、第2弾では約3800万円、第3弾では4日間で約1,200万円の売上に対してポイントが付与されています。

これまでのキャンペーン中は、初期登録費用を無料としているため、これまで加盟店が負担した金額は、システム使用料等が約180万円、ポイント付与及び発行手数料等が約640万円、合計約820万円となっています。

次に2点目の令和3年度の目標値については、ユーザー数は人口の約1割である12,000人を、店舗数は250店舗を目標にしたいと考えています。

次に3点目の新たなポイント事業については、来年度は、既存の環境や健康に関するポイント事業に加え、転入者やHello!New新居浜アンバサダー活動に対してのポイント付与や、ボランティアポイントが新しく始まることになっています。

地域おこし企業人プログラム活用推進事業費

○委員（伊藤謙司） 1点目は、受け入れる人材のスキルはどのようなものですか。2点目は、ソフトバンクとの連携はどのようなものですか。3点目は、人材の受入れでなくても、企業とのビジネス関係でいいのではないですか。4点目は、受入れは単年度ですか、それとも複数年度ですか。5点目は、ソフトバンク以外のIT企業との連携は考えていますか。

○加地総合政策課長 まず、受入れ人材のスキル

については、ICTの内容を熟知し、施策展開において企画立案の助言とリスクの洗い出し、関係者との調整スキルを持った人材です。

次に、ソフトバンクとの連携については、ソフトバンクから派遣されている地域おこし企業人の方には、見守りやバスロケーションなど、スマートシティ協議会関係や各課ヒアリングによる課題の整理、解決方法の検討、職員向けのICTを活用した働き方改革などに取り組んでいただいています。

3点目の人材の受入れについては、総務省が制度設計をしている地域おこし企業人プログラムという制度を活用しています。この制度は、地方公共団体が、3大都市圏に所在する民間企業などの社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かして、地域独自の魅力や価値の向上などにつながる業務に従事してもらうというものであり、さらに560万円まで特別交付税による財政支援があることから、現時点ではビジネス関係については検討していません。

次に、受入れ期間については、令和2年10月1日から令和4年3月末までの1年6か月となっています。

次に、5点目のソフトバンク以外のIT企業との連携については、本市のまちづくりに共感いただいた様々な分野の企業と連携協定を締結しており、IT分野についても、本市の課題解決のニーズがマッチすれば、ソフトバンクに限らず連携していきたいと考えています。

○委員（伊藤謙司） 560万円までの特別交付税による財政支援ということですが、これは一財で600万円を出しています。この方の人件費は、折半ですか。

○加地総合政策課長 この方の人件費については、ソフトバンクとの折半になります。

○委員（伊藤謙司） ソフトバンクに決まった経緯を教えてください。

○加地総合政策課長 令和元年11月27日にソフトバンクとスマートシティの推進に向けた連携と協力に関する協定を締結した後、令和2年9月30日に職員の派遣に関する協定を締結し、10月1日から総務省の制度に沿って、企業人の派遣を開始しています。

○委員（伊藤謙司） ソフトバンクに決まるきっかけは何ですか。

○加地総合政策課長 スマートシティの推進に向けた連携と協力に関する協定は11月27日にハートネットワークを含む3者で締結しており、新居浜市がスマートシティの推進に向けて、相互連携と協働により、地域のニーズを迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として連携協定を締結しました。

生涯活躍のまち拠点施設管理運営費

○委員（伊藤謙司） 管理運営費がほかの施設に比べてちょっと多いのではないですか。2点目は、毎年この程度の予算規模になりますか。3番目は、ハートネットワークは自社で適正に運営できるのですか。

○近藤地方創生推進課長 まず、ワクリエ新居浜と同様に、指定管理者制度を導入している同規模の公の施設としては、ウイメンズプラザがあります。ワクリエ新居浜は、利用料金制度を採用しているため、一概に比較できない部分もありますが、創業支援や企業マッチングなどの産業振興に関する業務のほか、リカレントプログラムでの多岐にわたる分野の事業を企画運営する業務など、知識と経験を持った人材が必要でありますことから、ウイメンズプラザの管理経費より人件費が高くなっていますが、妥当な金額だと判断しています。

次に、指定管理期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間と設定しており、指定管理料は、3年間で1億2,750万円です。この3年間については、この予算の範囲内で運営を行いますが、各年度協定締結時には、前年度の事業成果を検証するとともに、新年度の事業計画を精査して、指定管理料を決定することとしています。

最後に、本施設の指定管理者となったハートネットワークは、あかがねミュージアム指定管理者としての実績に加え、地元放送事業者として、これまでに様々な実績も有しており、適正に運営できると判断しています。

また、昨年の10月に開催された指定管理者選定委員会におきまして、弁護士、税理士をはじめとする委員に審査していただき、適格との判断をいただいているところです。今後は、選定委員会でもいただいた評価のとおり、コーディネーターなどの人材の確保と配置を適切に行い、事業計画を確実に実行することで、実績を積み上げることが重要と考えています。

○委員（伊藤謙司） ハートネットワークと打合せをしていると思いますが、ハートネットワークの社員の増員などの話は出ていますか。

○近藤地方創生推進課長 ハートネットワークからは、人材の核となる統括マネジャーと事業者の創業支援、企業マッチング等を行う事業マネジャーについては、今現在ハートネットワークで経験者を選定していると伺っています。

また、今現在、ハートネットワークに在籍し、事業企画、広報、施設管理に携わっている方をワクリエ新居浜に配置すると伺っています。

生涯活躍のまち拠点施設オープニング事業費

○委員（仙波憲一） 具体的にどのようなオープニング事業を行いますか。また、特にコロナ禍の中で地方創生推進についての拠点施設の役割として、どのようなことがありますか。

○近藤地方創生推進課長 まず、ワクリエ新居浜の供用開始1年目は、施設の設置及び活用方法を広く周知するステージと位置づけており、各事業分野におけるPRイベントを開催し、市内外の多くの方々に、施設での活動を体験していただくために、著名文化人講演会及び文化講座、クッキングライブ、ものづくりイベント、夏祭りイベント、木育イベント等を実施する予定としています。

次に、施設の役割については、人生百年時代を見据え、多世代、多分野における利用者が互いに交流、連携を図ると同時に、知識と経験を深めながら学ぶことにより、生涯活躍に向けたチャレンジを支援する拠点として運営していきます。

具体的には、木育関連施設では、本市の将来を担う子供たちの豊かな感性を育む活動を、経済活動支援関連施設では、テレワーク環境を整備するとともに、新たな産業や起業者の支援を行います。学びに関連する施設では、資格取得や多様な趣味の講座などの開催、アーカイブ施設では、若宮小学校の歴史と思い出を未来へ継承するほか、飲食施設や中庭、体育館、グラウンドなどにおいては、各種イベント等の開催により、関係交流人口の創出を図ります。

○委員（仙波憲一） オープニング事業は、例えば、誰かを呼んできて、テープカットをして1日で終わるといようなものではなく、年間を通して幾つもあるというように捉えたのでいいですか。また、夏祭りなどのイベントの開催時期など

の予定はどうなっていますか。

○近藤地方創生推進課長 まず、文化人の講演会は、5月に1回開催する予定としています。

次に、文化講座は、5月頃に3回開催したいと考えています。

次に、クッキングライブは、10月にお祭りのときの料理をテーマに1回開催する予定としています。

次に、ものづくりイベントは、開催回数は決まっていますが、夏休み期間中に創作できるまで数回開催して、完成したモニュメントを施設に設置することを考えています。

次に、夏祭りイベントは、夏休み期間中に1回開催し、運動場にて親子でアウトドアキャンプを考えています。

次に、木育イベントは、5月と夏休み期間中にそれぞれ1回ずつ開催し、イオンモールとも連携して、木育広場等でPRすることを考えています。

○委員（仙波憲一） 開催日までは決まっていないということですが、日程についてはどういう形でお知らせするのですか。

○近藤地方創生推進課長 指定管理者であるハートネットワークがお知らせを行います。市も連携して、市政だよりやホームページ等で周知に努めたいと考えています。

○委員（仙波憲一） 地方創生の拠点施設の役割として、地域の歴史的なものはお伺いをしましたが、ほかに地方創生の部分での役割には、どんなことがあるのでしょうか。

○近藤地方創生推進課長 ワクリエ新居浜は、まず新しい産業を創出するための起業者、施設を拠点として活動する企業の誘致を考えています。また、それに伴い、新居浜市内に移住する方もいると思いますので、今現在実施している移住施策と併せて、ワクリエ新居浜を活用した移住施策にも取り組みたいと考えています。

移住定住応援推進費

○委員（越智克範） まず、1点目は、新築購入と改修の予算の内訳はどのようになっていますか。また、加算措置の想定件数とその想定の内訳はどのように考えていますか。

2点目、これまでに実施している移住者住宅改修支援事業と本事業との相違点はどのようなものですか。

3点目、加算措置の内容と金額は、どのようになっていますか。

4点目、地域産材の活用の判定基準はどうなっていますか。また、判定するための資料とは、どのようなものを想定していますか。

○近藤地方創生推進課長 まず、移住定住応援事業補助金の予算の内訳については、令和2年度10月から現時点までの新築の申請が8件、改修の申請が2件の合計10件となっています。令和3年度は、14件の申請を見込んでおり、9月補正で実施した今年度の実績から、地域産材を活用した住宅の新築で夫婦と中学生以下の子供2人による上限200万円の補助申請を2件、夫婦と子供1人による130万円の申請を5件、夫婦のみの100万円の申請を3件、改修では、夫婦のみで50万円の申請を3件と見込んでおり、全体で補助金1,500万円を想定しています。

次に、これまでに実施している移住者住宅改修支援事業と本事業との相違点については、新居浜市移住者住宅改修支援事業補助金は、愛媛県との協調補助事業として、平成29年度より実施している事業で、移住定住応援推進費との相違点は、空き家バンクを通して購入または賃貸した物件を改修する費用を補助する点、子育て世代は補助限度額が200万円から400万円に倍増する点、家財道具の搬出が補助対象となる点、補助率が改修費用の3分の2である点の4点が主な相違点となっています。

次に、加算措置の内容と金額については、住宅の取得もしくは改修に係る契約日において、世帯に中学生以下の者がいる場合、1人につき30万円を加算することとしています。

また、住宅の取得または改修において、主に新居浜市内で生産された製材または集成材の地域産材を基準以上使用した場合について、補助金額を上乗せする措置を講じており、住宅の新築購入に対しては、上限100万円のところ、50万円を上乗せ、改修については、上限50万円のところ、30万円を上乗せするものです。

最後に、地域産材の活用の判定基準は、新居浜市内のほか、西条市、四国中央市を含めて地域産材としています。また、一般社団法人愛媛県木材協会新居浜支部に登録する事業者から納入する製材または集成材に限ることとしており、一般社団

法人愛媛県木材協会新居浜支部長が、主要部材にその体積の30%以上を利用している旨を証明した申請書をもって基準を満たしているか否かを判定することとしています。

○委員（越智克範） 先ほど移住者住宅改修支援事業との相違点の説明がありましたが、それぞれの事業で二重に支払うことはないのですか。

○近藤地方創生推進課長 どちらの補助についても、別の補助を受けている場合は利用できないとしているため、重複して補助を受けることはありません。

○委員（大條雅久） 新規事業等資料によれば、新築購入の場合は、総費用の10分の1で上限100万円、改修の場合が、やはり10分の1で上限50万円。この100万円や50万円の積み上げで1,500万円になるのですか。先ほど上限200万円という説明がありましたが、この200万円は、1,500万円とは別になりますか。また、加算についても説明に出た数字がどれも一致しないので、もう少し整理して教えていただけませんか。

○近藤地方創生推進課長 例えば、夫婦だけの世帯が新築の住宅を2,000万円で購入した場合、その10分の1は200万円になりますが、上限は100万円になります。そこに地域産材を一定以上利用された場合は50万円が加算されて、上限が150万円に、さらに、中学生以下の子供がいる場合は1人当たり30万円の加算となり、2人いる場合は合計210万円になりますが、上限額は対象経費の10分の1以内になるため、200万円までという考え方になります。

○委員（大條雅久） 200万円という上限が決まっているのであれば、最初から資料に上限100万円にプラス青天井ではない加算がありますよと、そう書けばいいじゃないですか。その点だけ申し添えて終わります。

○委員（高塚広義） 住宅の新築購入の場合及び改修の場合の各対象者の想定人数と、県外からの移住者の定義について、もう一度説明をお願いします。

○近藤地方創生推進課長 まず、来年度の想定については、夫婦と中学生以下の子供2人の4人世帯による地域産材を活用した住宅の購入で上限200万円の補助申請が2件、夫婦と子供1人の3人世帯による上限130万円の補助申請が5件、夫婦のみによる上限100万円の補助申請が3件、改

修では、夫婦のみによる上限50万円の補助申請を3件見込み、全体で1,500万円を予定しています。

次に、移住者の定義については、県外からの転入者で、理由が就職や介護施設などの施設入所、移住希望によるもので、転勤や進学については、移住者とはなりません。

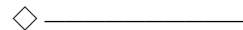
基幹業務システム管理費

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容、また目的は何かでしょうか。

○山内企画部総括次長（ICT戦略課長） まず、内訳と内容については、住民基本台帳や税、福祉などの基幹業務システム39業務のシステム使用料などの運用に係る費用で、主な内訳は、電算機使用料1億8,159万9,000円のほか、システム改修に係る委託料575万5,000円など、システムの管理運営に必要な経費です。

次に、目的については、各課の窓口での住民サービスや市税の課税業務などを適正に実施することを目的としています。

午前11時09分休憩



午前11時25分再開

<第2グループ>

議案第13号 令和3年度新居浜市一般会計予算

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）（説明）

<質疑>

家庭・婦人相談員費

○委員（河内優子） 清光寮が廃止されましたが、今後の母子支援、相談はどのように対応するのですか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 清光寮の廃止後の母子支援については、各種資金の貸付けや住居の確保のための情報提供、手続のために同行するなどの生活支援と、話をじっくり聞き、困り感に寄り添い、家庭訪問などで生活の様子を見守るなど、自立に向けた相談支援をしていく予定です。

なお、婦人相談員や家庭児童相談員、母子・父子自立支援員などによる窓口や電話における相談など、今以上に気持ちに寄り添った支援を行う予定です。

ひとり親家庭医療費

○委員（伊藤嘉秀） 対象世帯数と人数を教えてください。

ください。また、子供は何歳までが対象ですか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） まず、対象世帯数と人数については、令和2年4月1日現在の対象世帯数が1,018世帯、人数は母または父と子を含めて2,668人です。

次に、子供の対象者の年齢については、二十歳の誕生日の月末までが対象であり、二十歳になった時点で、大学などの学校教育法第1条に規定している学校に通学の場合は、卒業時まで対象となります。また、二十歳未満でも就職し、父及び母の扶養から外れた場合は、対象外となります。

生活保護適正化事業費

○委員（片平恵美） 生活保護受給者と子供の健康管理について、何を重点的に取り組むのか、お伺いします。

また、かかりつけの医師や地域の医療機関とは、どのような連携を取っていくのか、お伺いします。

○村上生活福祉課長 まず、生活保護受給者と子供の健康管理については、生活保護受給者には、家庭訪問時などに、規則正しい生活と栄養バランスのある食事、十分な睡眠などに注意して生活することを話しています。また、生活保護世帯の子供の健康管理についても、基本的な生活習慣を身につけることが、まずは大事と話しているところです。

いずれにしましても、憲法にうたわれている健康で文化的な生活を送れるよう、人に優しい生活保護行政に取り組むこととしています。

次に、かかりつけ医師や地域の医療機関との連携については、年2回の病状調査により、生活保護者の健康状態などを把握しています。この中で、稼働年齢層の方の就労の可否などについても検討しているところです。

生活保護費

○委員（白川誉） 前年度より約5,000万円減少していますが、積算根拠とコロナの影響との関連性についてはどのように考えていますか。2点目、過去3年間の受給世帯数を教えてください。3点目、不正受給防止の対策はどのようにされていますか。

○村上生活福祉課長 まず、積算根拠については、生活保護費のここ数年の実績と今後の保護推移を見込んで減額としたものです。令和元年度におきましては、21億9,439万円、令和2年度2月末

実績で令和元年度の同月と比較しますと、額にして7,500万円余り減っています。被保護者数はここ数年横ばい状況から微減傾向にあり、今後も大きな変動はないものとして見込んだものです。しかしながら、新型コロナによる景気への悪影響が生活保護にも及んでくる可能性もあることから、保護申請の動向等を注視し、必要な対応をしていきます。

2点目について、いずれも年間の平均で、平成29年度は、1,066世帯、平成30年度は1,052世帯、令和元年度は1,040世帯となっています。

3点目について、新規申請後の保護開始時や年度当初の家庭訪問時に、保護の権利、義務について周知しており、その際に申告の説明を行っています。また、家庭訪問時にも折を見て収入の変動を申告しない場合は不正受給になることを十分に説明しています。また年に一度、前年度の課税状況の調査を行っており、未申告の収入などがいないか確認しています。

○委員（白川誉） 過去3年間で不正受給になったケースはありますか。

○村上生活福祉課長 調査の中で、不正受給は平均で三、四十件ほどであり、稼働収入の未申告によるものも多く見受けられます。

生活困窮者自立支援事業費

○委員（片平恵美） 前年度より増額している理由とその背景についてお伺いします。

○村上生活福祉課長 令和3年度予算については、令和2年度当初予算と比較して1,228万7,000円の増額となっており、生活困窮者自立支援事業の中で実施している住居確保給付金のための予算増額分です。令和2年度当初から、新型コロナの影響で、収入が激減した方からの申請数が増大していることが背景にあります。

内訳としては、令和2年度からの継続分が444万5,000円、令和3年度申請分が806万4,000円と見込んでいます。

保健事業・介護予防一体的実施事業費

○委員（高塚義義） まず、1点目は、人件費248万7,000円と需用費38万円の予算の内訳をお伺いします。

2点目、国保データベース、KDBシステム等健康データに基づいた健康課題の明確化について、事業内容をお伺いします。また、事業の企画調整は誰が行うのかについてもお伺いします。

3点目、高齢者の個別指導と通いの場等での健康相談等の実施とは、どのような内容でしょうか。また、担当者の資格についてお伺いします。

4点目、今年度からの新規事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を行うとありますが、どのような経緯で行うようになったのか、また事前に先進地等へ視察に行ったのかお伺いします。

5点目、この事業を行うに当たっての懸念材料等があればお伺いします。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

まず、1点目の人件費248万7,000円については、実務を行う専門職を会計年度職員として雇用するための費用です。

次に、需用費38万円については、指導教材費8万円、指導用パンフレット等の印刷費20万円、KDBシステム設置に伴う専用配線の工事費10万円です。

2点目の事業内容については、健診未受診者の状況、健診結果、治療状況、介護認定の状況などから健康課題を分析し、重点的に予防に取り組むべき対象者を抽出、有効な施策や事業の企画、対象者への支援方針を立案するなど、関係課所での具体的な実施につなげるものです。

企画調整担当は、令和3年度に新設を予定している健康政策課に配置する保健師が行います。

3点目の個別指導については、健診の結果、糖尿病の重症化のおそれがある者、低栄養の状態にある者などを対象として、複数回訪問し、個別に保健指導を行います。

通いの場等での健康相談は、98か所ある健康長寿地域拠点に専門職を派遣し、問診票を活用して、フレイルのおそれのある高齢者を抽出し、個々に応じて保健指導を行います。担当者の資格は、保健師、または管理栄養士を考えています。

4点目の事業を行うことになった経緯については、令和2年医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことにより、75歳以上の高齢者に対する保健事業を、市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるようになり、後期高齢者医療広域連合が、市に保健事業を委託することになったためです。

また、事業を行うに当たっての先進地視察は行っていません。

5点目の懸念材料については、年齢によって指導が分断されることのないよう、国保世代からの治療の継続性や一貫性をいかに保つかだと考えているため、関係課所との共通認識を図りながら連携を強化していきます。

○委員（高塚広義） 通いの場等に来ている人などは、健康データ等が入っていると思いますが、ずっと自宅等で過ごされている方などの健康データが入ってこないような方については、どのようにお考えでしょうか。

○伊達福祉部次長（地域包括支援センター所長）

KDBシステムは、健診結果、医療機関受診状況、介護情報を集約しているのので、KDBシステムを活用することで個別に健康状態を把握することができます。

愛顔の子育て応援事業費

○委員（伊藤優子） 愛媛県と共同で配布している紙おむつ券がとても分厚くて、持ち歩くにはとても荷物になるそうです。また、切り離すと無効となるため、もう少し工夫ができないでしょうか。GoToイートの飲食券のように、1枚、1枚が分かれたものがないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 本事業は、県から補助を受けて実施しており、券の仕様についても、1,000円掛ける50枚つづりの一セットと県の交付要領に定められています。また、券のデザインについても、データが県から提供されており、県内統一で使用しています。県からは、第2子以降の経済的支援を目的としており、冊子から切り離すと第三者への譲渡や精巧な複製なども想定されるため、譲渡防止、また不正利用防止の点から、冊子タイプからの変更は考えていないとの回答です。いろいろな御要望もあると思いますが、現在のところ、市独自で工夫することは厳しいものと考えています。

高校生等医療助成費

○委員（仙波憲一） 高校生の医療費助成ということですが、具体的にどういう内容ですか。また、これには予防注射は含まれますか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 現在15歳までの子供の医療費のうち、保険給付分の自己負担分を市が助成し無償としています。令和3年10月の診療分から18歳の年度末までの子供についても同様に自己負担分を無償とするもので

す。入院、通院ともに保険給付分が対象となるため、予防接種は対象外です。

○委員（仙波憲一） 今年度には入試前の高校生などへのインフルエンザ予防接種費用の助成もありましたので、予防接種も対象とすればいいのではないかと思います。これは要望で言うておきます。

○委員（山本健十郎） 予算額3千万円を一般財源で取り組む予定になっていますが、具体的な事業の取り組み内容についてお伺いします。2点目は、県内、全国の助成の状況と実態についてお伺いします。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 具体的には、まず、4月の早い段階でシステムの改修及び県・市医師会、国保連合会への説明を行います。6月末頃から高校1年生から3年生までの年齢の方に申請書を送付し、申請をしていただき、そのデータを取り込むなどの必要な事務作業に取りかかって、9月には受給者証を対象者に発行して、10月からの診療分が無償となる予定で進めます。

2番目の県内、全国の状況については、県内では、平成28年4月から鬼北町で実施をしていると聞いています。なお、内子町は本年の10月から、また、伊方町でも実施予定と聞いています。全国的には、1,741団体のうち、通院を無償としている団体は659団体で全体の37.9%、入院を無償としている団体は715団体で41%です。

○委員（山本健十郎） 鬼北町や全国の659団体も高校生だけでなく16歳に達する方、働いている方や結婚している方も対象という考え方で進めているのですか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 鬼北町は、高校生に限定しています。新居浜市と違い、人数的にも少なく、支給方法も病院の領収書を役場の担当課窓口を持ってきてもらい、役所から支払う償還払いとなっており、高校生かどうかは、窓口で確認できるということでした。本市においては、高校生であるという確認の作業量を見比べ、償還払いではなく、現物支給を行う予定です。また、働いていても同じ子供であるため、そこも支援したいと考えています。なお、全国的には高校生に限定しているところが多いです。

午前11時59分休憩



午後 0時58分再開

○委員長（藤田豊治） 先ほどの第1グループの答弁に関し、近藤地方創生推進課長より発言を求められておりますので、許可いたします。

○近藤地方創生推進課長 先ほどの越智委員の御質問で、移住定住応援推進費の令和3年度の想定件数を「13件」とお答えすべきところ、誤って「14件」とお答えいたしました。訂正しておわび申し上げます。

ひとり親家庭自立支援費

○委員（合田晋一郎） 対象者、相談件数の推移はどうですか。次に、支援の取組内容はどのようなものですか。また、相談体制や就労支援の充実などどのように取り組めますか。次に、補助金は減少傾向にありますか、新たな取組を検討されていますか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 独り親の自立を目指して各種資格取得のための給付金を支給していますが、経理事務などの講座受講の支援である自立支援教育訓練給付金については、平成30年度2人、令和元年度2人、令和2年度6人です。また、看護師、保育士などの資格取得を目指して、専門学校に通学する際の支援である高等職業訓練促進給付金については、平成30年度5人、令和元年度5人、令和2年度5人です。

なお、資格取得や職業訓練などの相談は、令和3年2月末までで13件あり、毎年15件から20件程度の相談を受けています。

次に、支援の取組内容等については、窓口で制度の案内を丁寧に行い、自分の能力の向上を図り、自立につながるように相談を受けています。その後、月々の実績を報告してもらうときには、就学状況の確認や卒業に向けての状況を聞くなど、学びの応援を継続しています。

また、母子の生活の自立に向けて、母子・父子支援員による生活相談や児童扶養手当現況届時に、ハローワーク職員による就労案内などの関係機関による支援を行っている状況です。

次に、新たな取組については、その年々で対象者数が変わるため、支援の金額も増減があります。ただ、資格取得等の要望や生活の安定に向けた相談時には、これらの制度の活用が母子の自立につながっていくものであるため、情報提供を行い、支援を継続していきたいと考えています。

新居浜市歯科衛生士確保奨学金貸付事業費

○委員（藤田誠一） 開学に向けての準備状況及び受験者数、奨学金貸付申込み状況をお尋ねします。また、開学後の歯科衛生士学校と市の協力体制はどうお考えですか。

○東田保健センター所長 まず、開学に向けての準備状況等について、河原医療大学校新居浜校（仮称）については、令和3年4月の歯科衛生学科新設に向け、入試願書最終受付を行っているという聞いており、現在、定員24人に対し受験者数は20人とのことです。

奨学金貸付申込状況については、貸付申込期限を令和3年度4月5日としていることから、現時点では、募集人員5人のところ、1人の申込みとなっています。

開学後の協力体制については、修学生に3年間修学資金を貸し付け、修学生が卒業後、市内の指定医療機関で歯科衛生士として3年間従事することにより返還免除となるまでの一連の手続をサポートします。また、本事業に係る周知を継続して行っていきます。

○委員（神野恭多） この事業がいききっかけになると一定の理解はしますが、ほかの医療機関に対して今後展開予定等は考えられていますか。

○東田保健センター所長 他の医療関係については、新居浜市医師確保奨学金貸付制度、愛媛県地域医療医師確保奨学金制度に係る費用負担などにより、市内医師の将来的な確保のための事業を行っているところです。歯科衛生士に係る本事業は、歯科衛生士確保、地域医療の充実という目的のほかに、若年層の転出抑制、定住促進、本市に開設される歯科衛生士養成学校による人材育成への寄与という目的を併せ持つため、実施を決定しました。そのため、看護師等その他の職種については、現在のところ展開予定はありません。

○委員（神野恭多） 今回の貸付金制度によって中長期的な視野に立った上での歯科衛生士の確保に臨まれるということですが、即戦力となる有資格者への呼びかけなども同時に必要だと思うがどうですか。

○東田保健センター所長 即戦力となる歯科衛生士やその他の職種についても対応が必要だと考えており、今後前向きに検討したいと思います。

○委員（山本健十郎） この事業は2回目、1回目は河原学園のほうキャンセルして、今回は河原学園から申し出があつて始まりましたが、4

年事業が3年になり、市は2,000万円の拠出をしますが、新居浜市歯科医師会は一銭も拠出していないことについて、どう考えていますか。また、経緯について話をいただきたい。

○藤田福祉部長 歯科衛生士確保奨学金貸付事業の経緯については、もともとこの奨学金貸付事業の話は新居浜市歯科医師会、河原学園からありました。山本委員が言われているように市の歯科医師会が負担をしていないのではないかとことですが、この事業を始める段階でそのことも含めて協議をしました。開学にあたり奨学金の面では市が負担し、講座の講師派遣などの面で、新居浜市歯科医師会の会員である歯科医師が中心となり、講師となって講座を受け持つということで、この事業を開始する運びになりました。

新型コロナウイルス感染症予防ワクチン接種費

○委員（越智克範） 1点目、想定されている人数は全市民ですか。16歳未満は国の計画では未定となっていますが、どのように扱いますか。2点目、接種委託料の根拠はどうですか。3点目、事務費における委託料の内訳は、委託先も含めどのようになっていますか。

○東田保健センター所長 まず、国から指示のあった予防接種の対象者は市の区域内に居住する16歳以上の者であり、本市で想定している人数は10万2,000人です。なお、接種対象者は今後のワクチンの薬事承認に基づき、国の指示に基づき対応します。

次に、接種委託料の根拠については、接種委託料は全国統一の単価となり、税別で1人2,070円、税込み2,277円となっています。

次に、事務費における委託料の内訳は、16歳から64歳までの市民に対する接種券と同封物の印刷及び封入封緘及び郵送に係る経費として752万円を計上しています。また、予防接種台帳作成のためワクチン管理システムへの接種結果の入力に係る経費として480万7,000円を計上し、ワクチン接種のための予約受付と相談業務をコールセンターに委託する経費が3,355万円となっており、合計4,587万7,000円です。

○委員（越智克範） 資料に、6歳未満と6歳以上で単価を分けて人数を書いています。どのような根拠ですか。

○東田保健センター所長 当時はまだ現在の16歳からという区切りがなく、全市民を対象とする想

定であり、6歳未満の場合は加算があるため、6歳未満とそれ以外に分けて積算しました。

○委員（越智克範） この資料は現状と合っていないということですか。

○東田保健センター所長 6歳以上の人数が非常に多いため、6歳未満を足して考えた金額についても、さほど違いはないものと認識しています。

○委員（越智克範） 資料の人数と先ほど言われた10万2,000人が合致しませんが、どういうことですか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 予算を計上する際には、全市民を対象にするという考えでしたが、ファイザー製のワクチンを使うという段階で、16歳以下の臨床結果がまだ出ていないとか、妊婦については義務対象から外すというような情報が追加で出てきたため、現在は16歳以上を対象とし、その中でも優先順位をつけてワクチンを接種する計画です。ワクチンの薬事承認が進めば、16歳未満でも可能となる場合も想定されるため、時々に応じて計画を見直す考えです。万が一予算に不足が生じた場合は、議会の議決を得て予算を確保したいと考えています。

○委員（山本健十郎） 1点目は具体的な事業内容について、2点目は市民への接種について、委託先、市民への通知方法、期間、接種場所など事業運営の具体的な内容について伺います。

○東田保健センター所長 まず事業内容については、事業費は、医療機関に支払う予防接種委託料3億5,146万4,000円です。事務費については、人件費575万6,000円、コールセンターなどの委託料4,587万7,000円、パソコンの使用料及び賃借料100万円、その他消耗品費、備品購入費等で事務費の合計は5,405万3,000円です。事業費と事務費を合わせて4億551万7,000円です。

次に、市民への接種については、ワクチン接種は、医療機関等での個別接種をメインに行い、集団接種で補完する予定であり、ワクチン接種の委託料は接種した医師に支払います。市民への通知方法については、ワクチン接種優先順位に従い対象者に個別通知する予定です。市政だよりやホームページ、SNS、情報誌等での周知も行います。実施期間については、医療従事者への先行接種は2月19日から愛媛労災病院でスタートしています。また、医療従事者等への優先接種は3月15日から開始予定です。なお、本市へは、高齢者

接種用として4月12日の週、19日の週、26日の週に1箱ずつ合計3箱のワクチンの配送が予定されており、配送後できるだけ早く高齢者への接種に取りかかれるよう準備します。

○委員（山本健十郎） ワクチンの状況については詳細に知らされていないというニュースがたくさん流れていますが、今言われた期間で収まるのですか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 4月12日の週、19日の週、26日の週に高齢者用として1箱ずつ合計3箱が来ます。これは、約1,500人の高齢者が2回接種できる量です。3万8,000人の高齢者のうちの1,500人分ですので、約4%です。愛媛県全体でもそれくらいの割合の数しか届きません。国の説明では、順次量を追加して順番に送るということであり、もう少し時期がたつとどれくらいの数が来るのかが段々わかってくると思うため、その時期に応じてすぐ対応できるように準備をしていきたいと思っています。

○委員（山本健十郎） ニュースなどでは医療従事者は3月15日からで、高齢者施設の職員などはこの中に入っていないような話が流れていますが、高齢者施設の職員についてはどのように考えていますか。

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長） 高齢者施設の従事者については、国が示した最初の接種順位では、高齢者の次と位置づけられていましたが、施設を運営する方として手遅れだということもあるため、特例措置として、高齢者施設入所者へワクチンを接種する際に、従事者も接種してもいいという通知がありました。そのため、本市でも高齢者施設の入所者のワクチン接種の折には、従事者も同時に接種できる体制を考えており、説明会も来週予定しています。

休日夜間急患センター建設事業

○委員（仙波憲一） 休日夜間急患センターの今現在の実働実績はどうなっていますか。また、次に予定されている急患センターの規模はどのように想定して、今とどう違うのですか。次に、リモート対応はできるのですか。

○東田保健センター所長 まず、休日夜間急患センターの実働実績については、診療形態は、休日診療、夜間診療、深夜診療、休日夜間診療の4区分があり、それぞれの平成21年度から令和元年度までの1日平均受診者数は、休日診療が64.8人、

夜間診療が10.9人、深夜診療が3.8人、休日夜間診療が16.1人となっています。

次に、新急患センターの規模の想定については、感染症予防対策強化等のため、延べ床面積は現在の404平米よりも若干広めに考えており、約500平米と想定しています。

次に、リモート対応については、一般社団法人新居浜市医師会に確認しましたが、現在のところリモート対応は考えていないと聞いています。

○委員（仙波憲一） 感染症対応で若干広くなるということですが、私も小さい子を連れて行ったことがあります。待合所が混雑しており、また、物を置くスペースが少ないと思います。感染症対策だけというお答えでしたが、それ以外に、規模についてのお考えはないのですか。

○東田保健センター所長 新居浜市医師会と協議をする中で、感染症対策としても、待合室や診察室、処置室などを、一般の方と感染症の方の両方に対応できるように広くしていますが、そのほかの工夫として、キッズルームや授乳室の設置について、現在新居浜市医師会と協議中です。

○委員（神野恭多） 一次救急の核として、どのような位置づけで考えていますか。また、場所はどこに予定していますか。

○東田保健センター所長 休日夜間急患センターにおける主要業務の一つである小児一次救急医療については、東予東部3市による広域化に係る検討を数年前から進めています。現在のところ、決定、実施までには至っていません。今後、東予東部圏域の小児一次救急患者を新居浜市休日夜間急患センターに集約する形で、西条市、四国中央市との協議がまとまり、広域化が実施される時には、新居浜市のみでなく、東予東部圏域の小児一次救急医療を中心的に担っていく施設になるものと考えています。

次に、予定場所については、現在、一般社団法人新居浜市医師会と協議中であり、まだ決定はしていませんが、受診者の利便性を最優先し、現在の急患センターの近隣が望ましいとの要望があるため、市役所公用車駐車場東側敷地を候補地として考えています。

○委員（神野恭多） 建て替えについて反対ではありませんが、先ほど東予東部圏域3市での動きを模索しているという話があり、急患センターは医師会の尽力があって成り立っているものです

が、来ていただいている医師について、約10年間で約30%減っており、平均年齢も約60歳で、10年たつと70歳ということで、持続可能性があまり感じられません。大きく捉える中で進めていただく必要があると感じており、その中でもやはり愛媛大学小児科の理解が重要になってくると思いますが、何か話をしていますか。

○東田保健センター所長 愛媛大学の教授には、いろいろと協力体制をとっていただいております。今回の東予東部3市の広域化に関してもお力添えをいただいております。今後の話にはなりますが、愛媛大学の医師の派遣についてもお願いしたいと思っています。

◇
議案第16号 令和3年度新居浜市国民健康保険事業特別会計予算

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）（説明）

<質疑> なし
<要望>

○委員（井谷幸恵） 来年度は、保険料は据置きということで、反対ではありませんが、高すぎる保険料の引下げのため、国庫負担の増額を国に要望すること、赤ちゃんや子供にまでかかる均等割をなくしてほしいことの2点を要望します。

<採決>
議案第16号 全会一致 原案可決

◇
議案第17号 令和3年度新居浜市介護保険事業特別会計予算

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）（説明）

<質疑> なし
<要望>

○委員（井谷幸恵） 来年度は、保険料は据え置きということですが、介護保険料は、20年で2倍以上となっています。国庫負担の増額を国に要望すること、介護従事者の処遇を改善すること、そして、介護給付による手すりの設置や段差解消のリフォームをする時まで、マイナンバーは必要ないのではとの介護関係者の声があるため、検討をお願いします。

<採決>
議案第17号 全会一致 原案可決

議案第18号 令和3年度新居浜市後期高齢者医療事業特別会計予算

○曾我部福祉部総括次長（子育て支援課長）（説明）

<質疑> なし
<要望>

○委員（井谷幸恵） 2022年までに75歳以上の高齢者の医療費窓口負担について、一定所得以上の人を対象に2割負担を実施するとの政府の方針ですが、高齢者の命と暮らし、健康を守る上で、大きな影響を及ぼします。2割化に反対の声を上げるよう要望します。

<採決>
議案第18号 全会一致 原案可決
午後 1時53分休憩

◇
午後 2時04分再開
<第3グループ>

議案第13号 令和3年度新居浜市一般会計予算
○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長）（説明）

<質疑>

墓地管理費

○委員（大條雅久） 墓地管理費の最近5年間の推移を教えてください。

また、財源が100%一般財源で賄われていますが、利用者負担は考えていないのですか。

○小島環境保全課長 まず、最近5年間の墓地管理費については、予算ベースで、平成28年度が694万9,000円、平成29年度が604万6,000円、平成30年度が613万8,000円、令和元年度が933万5,000円、令和2年度が950万5,000円となっています。

次に、墓地の管理については、受益者負担が適当であると考えているため、令和2年度より土ヶ谷墓地の使用者調査を開始しており、5年をめどに一定の調査を完了する予定です。

○委員（大條雅久） ぜひ利用者負担を早くシステム化していただきたい。管理の中身について確認をさせていただきたいが、墓地の水道関係や清掃等ごみの処理費用を全部一般財源から支出されており、真光寺・黒岩・土ヶ谷墓地には隣接する寺院墓地や地元管理墓地、古くからの部落墓地がありますが、費用の分担はされているのですか。

○小島環境保全課長 維持管理に係る委託料については、基本的に市営墓地の範囲内での委託としていますが、例えばごみ置き場については、看板は立てているものの、地元の墓地の方が捨てるケースもあり、また市営墓地で整備している水道を使うケースもあります。ただ真光寺墓地では、真光寺の駐車場やトイレを市営墓地の人が使うこともあり、持ちつ持たれつというところもあるため、明確に区別することは難しいと考えています。

おくやみコーナー運営事業費

○委員（伊藤嘉秀） 委託料となっていますが、どちらへ委託するのですか。また、どのようなサービスとなりますか。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 令和2年度は、アビリティセンター株式会社新居浜オフィスに、おくやみコーナーの窓口業務に昼休みの時間帯も含めて必ず1名が従事できるように、スタッフの派遣を委託しています。

おくやみコーナーでは、亡くなられた方の名前など、各手続に共通する情報の聞き取りや本人確認などを一括して行い、データを入力します。福祉部をはじめとする死亡に伴う諸手続の担当課がそれを確認し、手続のために来課が必要な場合は、おくやみコーナーにその旨を連絡し、名前や住所などをあらかじめ記入した届出書などの書類を用意しておきます。おくやみコーナーのスタッフは、手続が全部完了するまでお客様に随行してサポートするという事業内容です。

○委員（伊藤嘉秀） 要するに、ワンストップで処理できるようにということだと思いますが、委託するほうが、職員が担当するよりも経費的にも安く、また処理スピードも速くなるということですか。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 椅子に座ったままという意味ではなく、一つのフロアとして捉えるとワンストップと言えらると思います。

また、委託する理由については、派遣という形をとることで、昼休みや休みの日にもスタッフを必ず1人配置でき、大変助かっています。

地域コミュニティ再生事業費

○委員（藤田幸正） 各種自治会の活動に対しての補助として交付金が交付されていますが、全体的に自治会の加入率が下がってきています。平成26年に補助金から交付金に変わってからほとんど

ん下がっていますが、担当課としてどのように捉えているのかお尋ねします。また、事業費が今年度より減額されていますが、どの部分が変わっているのかお尋ねします。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 少子高齢化や核家族化の進展、価値観の多様化等により、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、自治会加入率が年々低下するなど、地域コミュニティーは非常に厳しい状況にあることから、本予算を通じて自治会に対する財政支援を行うとともに、地域課題の解決や地域の魅力を高める事業の取組などにより、誰もが住みやすいコミュニティーづくりにつなげたいと考えています。

次に、当初予算比138万1,000円の減額については、市政だより配布等の広報活動事業の自治会加入世帯の減少による約40万円の減、コミュニティ活性化事業交付金の1校区平均90万円を85万円としたことによる90万円の減が大きな要因です。

○委員（藤田幸正） 補助金であれば、申請をして補助されると思いますが、交付金ですから、悪い表現ですが、つかみあてがいのようなところも出てくるように感じますが、その辺はどう考えていますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 交付金はいろいろありますが、防犯灯の電気料金や広報活動については、単価に世帯数を掛けて算出しています。地域の魅力を高めるコミュニティ活性化事業交付金については、事業を実施する前に事業計画、予算書を提出してもらい、事業内容が適正かどうかを地域コミュニティ課でも確認しています。また、事業終了後には、事業報告書を提出してもらい、事業が実際にどのように行われたのか、どういう支出をしたのかということを確認しており、交付金が有効に使えるように今後も確認等の作業を続けていきたいと考えています。

○委員（藤田幸正） 補助をすることによって地域活動を支援して自治会の加入率向上、地域の課題解決などもしていく。これだけではないですが、自治会の加入率アップに向けて、どのような取組を考えているのか、お尋ねします。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 加入率は確かに非常に難しい問題であり、令和2年度に自治会を対象にアンケートを取りま

した。特に、役員の成り手、後継者不足といった課題がある中で、役員の順番が回ってくると忙しいため辞めるということになってしまうこともあるため、役員に過度の負担がかからないよう負担軽減に取り組む必要があると考えています。また、行政からもたくさんの方を自治会にお願いしているため、行政からの依頼についても見直しを進めるなど、負担の軽減に取り組んでいきたいと考えており、今後、連合自治会にも働きかけ、取組を進めていきたいと考えています。

○委員（藤田幸正） もっと地域活動に取り組んでもらい、事業に見合ったお金を出すのであれば、地域の役員にも多少の負担軽減になるのではないのでしょうか。今ある中でこれだけということになると非常に厳しいところがあります。この事業だけではないですが、そういうことに取り組んでいくと、多少なりとも加入率がアップすると思いますが、その辺りはどのように捉えていますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 広報活動事業等については、自治会の財政的な支援や事務に関する支援という形で交付金を支出しているため、各自治会の中で有効に活用していただきたいと考えています。活性化事業の交付金については、校区でいろいろ事業計画を立てて実施していますが、事業が増えるとかえって負担につながるということもあるため、事業が地域の中で効果効率的に行われるように今後も協働して事業を進めていきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 1点目は、具体的な予算額の内容について、2点目は、新居浜市から連合自治会への交付金について、以前は、担当課から直接連合自治会に交付して、そこから単位自治会に下りていたような状況だったのではないかと思います。現在はどのような仕組みになっているのかお伺いします。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 事業費の内訳については、防犯灯の電気代補助が1,374万5,000円、意欲ある地域で取り組むソフト事業が1,530万円、市政日より配布等の広報活動事業が、市連合自治会分が154万4,000円、校区連合自治会分が428万7,000円、単位自治会分が2,229万5,000円の計2,812万6,000円、ごみカレンダーの配布が45万円、総会、役員表彰、自治会加入促進などの市連合自治会活動補助が58万

6,000円、自治会長等への緊急連絡メール送信費が33万円の計5,853万7,000円です。

次に、新居浜市から連合自治会への交付金は、毎年2月に開催している連合自治会総会時に現金で各単位自治会に交付していましたが、令和元年度から、2月に各単位自治会の口座に交付金を振り込む方法に変更しています。

○委員（山本健十郎） 振込に変更したことで非常に良好になったと思っています。2点ほど質問しますが、加入者の状況については、三、四年前に予算額を増加して加入率の増加に取り組んだと思いますが、現在加入率は50%を切っているのではないかと思います。現状はどれくらいになっていますか。また今後、どのような推移を想定していますか。2点目は、私は新居浜市の自治会組織は日本一だと思います。行政にとっても非常に大切な団体で、予算もかなり出していると思いますが、弱体化させてはいけません。連合自治会等は加入率も諦めみたいになっており、行政の担当としてしっかりとした考えを持って自治会組織を回復させないといけないと思いますが、考えを聞かせてください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 加入率は、令和3年1月1日現在で60.1%です。昨年が61.1%、平成31年が62.1%で、約1ポイントずつ減少傾向が続いています。単身世帯が増えていることが原因の一つとして考えられるため、今後も減少傾向が続いていくものと想定しています。次に、自治会を弱体化させないようにということについては、自治会は地域コミュニティの根幹を支える非常に重要な組織であると認識しています。今年1年をかけて、コミュニティの10年、20年先を考える基本構想を取りまとめ、その中でも単位自治会は、地域の生活を支える、安心で安全な生活を支えるための非常に重要な組織であると位置づけて、今後も自治会を行政のまちづくりを進める協働のパートナーという位置づけで、良好な関係を築きながら、地域のまちづくりを進めていきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 加入率の向上は大変難しい問題だと思いますが、具体的には単位自治会が大事で、その上には連合自治会があったりしますが、そこと膝を交えて具体的な方法を示すなどのやり取りをしたことがありますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課

長） 連合自治会の中に加加入促進の小委員会をつくって検討をしています。なかなか具体的なプランというところまでいかないですが、役員の負担感がかなり大きいということもあるため、今後は、自治会を離れていく人が少しでも少なくなるように、例えば高齢世帯の役員や会費の免除、役員の負担軽減などについて連合自治会と検討を進めていきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） これは単位自治会をどう守るかです。単位自治会が崩壊しかけています。後で要望もしますが、努力をお願いしたい。

○委員（伊藤優子） 市政だよりの配布等で連合自治会に154万4,000円という説明でしたが、連合自治会も市政だよりを配っているのですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 広報活動事業の連合自治会への配布ですが、この交付金は、総会や研修会、表彰など連合自治会としての事業の活動費に充てています。

自主防災組織活性化事業費

○委員（篠原茂） 自主防災組織活性化事業は、昨年度から実施していますが、令和3年度はどのような事業を計画していますか。

○竹林危機管理課長 自主防災組織活性化事業については、地区防災計画策定や訓練等に必要な支援を行おうとするものです。

令和3年度は新居浜、惣開、多喜浜、神郷、浮島、大島、別子の7地区を対象に支援を行っていきたくと考えています。

○委員（篠原茂） 今、竹林課長が言ったのは、自治会に対する支援ですか。

○竹林危機管理課長 地区の自主防災組織に対して支援を行います。

○委員（篠原茂） 地域コミュニティ再生事業のときにも話が出ましたが、自治会の加入率が約60%ですから、自治会に加入していない方もたくさんおられます。その方々の救済のためには、自主防災組織のような、新しい組織でもいいですが、何かその方々が入れるような組織も考える必要があるのではないですか。以前のように自治会加入率が80%、90%もあれば、自治会だけを相手にしてやればいいですが、今はもう自治会だけでは難しいのではないかと思います。いかがですか。

○竹林危機管理課長 まず、加入率は約60%ですが、やはり実際は自治会が中心となっています。

また、自治会とは別に防災組織、防災会を立ち上げているところもあります。そういったところは自治会員以外に対しても支援を行っていますので、広い支援ができるような形を自治会とも相談しながら進めていきたいと考えています。

まちづくり協働オフィス事業費

○委員（小野志保） 今回、約20%減と大きく減っておりますが、何か原因はあるのですか、理由を教えてください。どこを大きく減らしたのですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 予算の減額の理由ですが、協働オフィスの業務委託料が、業務の見直し等により、事務費等が約25万円、労務管理事務委託費が22万円、オフィスの事業費が60万円の減額になっています。

次に、直接経費ですが、経費節減等により、器具修繕等が約16万円、備品購入が18万円の減額になっています。

地域づくり促進事業費

○委員（山本健十郎） 自治会が弱体化する中で、校区において、自治会も含め地域団体を一元化して地域まちづくり組織をつくり、公民館をセンターにし、市の交付金を一本化して新交付金として、来年度から、モデル自治会を2校区に絞り、取組をしようとしています。自治会の運営をどのように評価していますか。恐らく連合自治会が中心となり、今と変わらないのではないかと思います。地域まちづくり組織の中での校区連合自治会の役割をどのようにしようと考えていますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 自治会運営の評価については、自治会は、地縁を基礎として地域住民が支え合い、助け合う、地域で一番身近で、なくてはならないコミュニティ組織であると考えています。また、地域の安全で安心なまちづくりは自治会活動を中心に支えられており、引き続き本市の協働のまちづくりのパートナーとして、自治会活動を支援し、活性化を図っていきたくと考えています。

令和3年度より、モデル地区2校区において、2か年をかけて地域運営組織を立ち上げることとしていますが、立ち上げに向けて、校区内の各種団体との調整、地域の課題等の把握、取組方針や事業計画等の地域まちづくり計画を立案することとしており、校区連合自治会や公民館が中心とな

り、校区内の様々な団体と連携協力しながら進めていくことが重要になると考えています。なお、校区連合自治会は、校区の地域運営組織が立ち上がった場合にはなくす方向で協議していきたいと考えています。また、単位自治会については、地域運営組織の主要な構成団体の一つに位置づけされており、引き続き、地域内では防犯や防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃などの環境美化活動など、生活の安心感を高める活動に取り組んでいただくとともに、校区単位で行われる防災や防犯、地域行事や地域課題の解決等において中心的な役割を果たしていただきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 協議会型地域運営組織事業について、2校区に絞るという話がありましたが、その2校区は決まりましたか。また、地域まちづくり組織については、それぞれの自治会の中に役割分担があったのが、個別で団体が独立して今の状況になっています。そのような中、この取組を行えば、それぞれの団体は弱体化していくと思います。恐らくその中では自治会が中心になるので、この進め方はいかがなものかと私は思います。第六次長期総合計画において、全校区で設立できるように取り組み、その前にモデル地区の検証を行うとありますが、何か決まったような形で理事者は考えているのではないかと思います。しかし、公民館のセンター化や市長部局化は、私は個人的に問題ないと思いますが、その辺は大事なことなので、どのように進めていくか、もう少し考えがあればお答えください。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 2校区の選定ですが、来週選定委員会を開催する予定ですので、そこで2校区を決定したいと考えています。次に、本事業の予算額216万4,000円の内訳については、モデル地区の支援や地域への説明会開催等に係る時間外勤務手当などの事務費が91万7,000円、コミュニティ再生検討委員会開催費用が24万7,000円、モデル校区への交付金が1校区50万円の2校区で100万円です。今後この取組をどのように進めていくかについては、来年から2年間をかけてモデル事業の取組を進めていきたいと考えています。山本委員の話にもありましたように、新居浜市では、自治会や公民館の活動が以前から熱心にされています。公民館や自治会が連携して、地域の中でいろんな団体

と連携しながら、これまでたくさんの事業に取り組んでいただいていますので、そうした地域のこれまでの取組やネットワークを大事にしながら、地域の中で漏れる人がないように、校区の中でワンチームをつくりあげていくように、今後発展的に取組を広げていきたいと考えています。モデル事業を進めていく中で、いろんな情報を、校区内の皆さんや市内の各校区の皆さんとも共有しながら、2年間をかけて丁寧に取組を進めていきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） 何が何でもこれを進めていくということではないのですね。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） これから2年間のモデル事業の取組を評価して、今後の取組に広げていくような形で事業を進めていきたいと考えています。

ボランティア活動推進事業費

○委員（米谷和之） まず、ボランティア活動と一言で書かれていますが、どういう活動がポイントの対象になるのですか。

次に、情報の集約、発信などは、誰が行うのですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） まず、対象について、誰もが参加できる一般ボランティア活動として、スポーツ大会や文化イベントの運営補助ボランティア、児童生徒の登下校時の見守り活動、公共施設でのボランティア活動などを考えています。

次に、自治会ボランティア活動として、防災や防犯、環境美化活動など、自治会が取り組む地域課題解決のための事業の運営のサポートやお手伝いなどを考えています。

さらに、対人ボランティア活動や学生ボランティア活動として、福祉施設でのレクリエーション活動やハンディのある人の活動のサポートなどをポイントの対象にしたいと考えています。

次に、情報の集約、発信については、地域コミュニティ課がボランティアに関する情報を集約し、新たに開設を予定しているボランティア情報サイトを、ボランティア情報のプラットフォームとして活用していきたいと考えています。そのほか、SNS、市政だより、フリーペーパーなどの活用により、積極的にこのボランティアの情報を市民に情報発信していきたいと考えています。

○委員（米谷和之） 対象について、福祉施設や

見守りなどいろいろ言われましたが、そういう活動をしたというのはどのように確認するのですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 今回のポイント付与に当たっては、ボランティアを募集する団体から、事前にこういうボランティアを募集しますという情報の提供をいただき、団体を登録しようと考えています。ボランティアをしたいという人は、そのボランティアの情報を見て、自分がやりたいボランティアを行っていくというような取組になりますが、原則的には、ボランティアをしたところでポイントを付与するという方法を考えています。今現在は、スマートフォンをお持ちの方は、スマートフォンアプリでQRコードを読み込み、その場でポイントがたまる、スマートフォンをお持ちでない方は、スタンプカードを作成してスタンプを押していき、一定たまればそれをポイントに還元するという2つの方法でポイントの付与を進めていきたいと検討をしているところです。

○委員（米谷和之） もっと単純に、例えば登下校の見守りにおいて、誰かが見守りの活動をしたというのは、誰が判断するのですか。自主申告ですか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 具体的にはこれから詰めていくことにはなりますが、自治会や公民館などと連携して、確認作業などを進めていくような活動も出てくるのではないかと考えています。

○委員（小野志保） 負担金200万円の詳細は何ですか。既存の中間支援組織も情報の集約や発信、またマッチングもされています。あかがねポイント付与以外で、この事業でここが特別だという差別化はありますか。

○長井市民環境部総括次長（地域コミュニティ課長） 負担金200万円については、ボランティア活動の参加者に付与するあかがねポイントに要する経費です。1回の活動について100ポイントを付与する予定で準備を進めています。

次に、既存の中間支援組織との差別化については、本事業では、新たに運営の組織をつくるのではなく、ボランティア情報を集約した情報サイトをつくり、情報発信をしたいと考えています。情報サイトには、あらかじめ市に登録した団体からのボランティアに関する情報を集約することによ

り、市民の皆様がそれぞれのニーズに合った活動を探ることができるようになるのではないかと考えています。

既存の中間支援組織との関係については、情報サイトにリンクを張るなどの取組により、情報の共有や連携を強化していきたいと考えています。

午後 2時58分休憩



午後 3時09分再開

個人番号カード交付事業費

○委員（藤原雅彦） 現在、新居浜市において、マイナンバーカードの取得率は24.7%とのことですが、国は令和4年までに全ての国民の取得を目指しています。もし、新居浜市として達成しなかった場合はどうなるのですか。現在、申請場所は、庁舎及び支所となっていますが、今後、申請場所の常設等の予定はどうか。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 交付率が達成できなかった場合のペナルティーは、国からは示されていませんが、引き続き交付率向上に全力で取り組んでいきます。また、令和3年度においては、公民館、自治会館や企業、団体の事務所などを訪問し、臨時に申請場所を設置して申請を受け付ける出張一括申請受付に力を入れたいと考えています。

○委員（篠原茂） 令和2年度当初予算では、6,819万7,000円を予算計上していましたが、58%も増額している理由は何ですか。個人番号カードの利用により印鑑証明書や住民票などの交付をしている自治体もあり、12日からは新居浜市でもコンビニ等で利用ができるようですが、単なる身分証明書ならば市民にとって利用価値はなく、1億700万円もの予算は無駄遣いになってしまうと思いますが、市民課だけでなく他の課所と連携してカードの利用方法の協議はしているのですか。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 令和2年度は、窓口を増設し、会計年度任用職員の増員や統合端末の増設を順次計画的に行い、2月議会補正予算までで、予算合計は1億1,334万円となっており、令和3年度は、今年度よりさらに3倍の枚数の処理が必要となるため、引き続き国庫補助金を活用して、人的、物的両面から交付体制を整備するものです。コンビニ交付サービスについてはあさって3月12日からどこのコンビニでも取れるようになります。その他マイナンバーカードの利

活用の拡大については、全庁横断的組織である新居浜市個人番号制度推進プロジェクトチームの中で検討していきます。

○委員（篠原茂） 住民票や印鑑証明は、コンビニでも取れるようになりましたが、全国の他市を見ると戸籍も取れるようにしているところが多いです。新居浜市はなぜ戸籍を取れるようにしなかったのか、また、いつから戸籍も取れるようにするのかという計画があれば教えてください。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 今回のコンビニ交付サービス導入に当たっては、総務省が募集した実証実験に参加をしましたが、その内容が住民票と印鑑証明だったというのが理由です。今後については、例えば今は婚姻届において本籍が違っていれば戸籍をつけなければいけません、これからは、戸籍情報連携システムの利用により、書類に添付することも減ってきます。また、実際の窓口では、戸籍を取るの誰かが亡くなった後の相続の場合が多いですが、そういう場合は出生からお亡くなりになるまで一連の戸籍を取ることが多いのですが、コンビニ交付で対応できるのは現在戸籍だけです。そのため、戸籍の追加は考えていません。

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容について、最初の説明で人件費と事務費という説明がありましたが、その他について教えてください。何%の交付率を見込んでいますか。今後もひもづけなどあると思いますが、情報漏えいや監視社会になっていくのではないかとといった疑問をどうしても払拭できない人に対してはどうしますか。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 交付率については、令和3年度末で70.8%、4年度末で100%という国の想定と合致した率を想定しています。疑問をお持ちの方にどう対応するかについては、引き続き丁寧に御説明させていただき、不安の払拭に努めていきます。予算の内訳については、人件費を除くと、時間外勤務手当が1,102万4,000円、現在増えている本人限定受取郵便でのカードの送付にかかる通信運搬費が1,640万3,000円、機器の保守管理等委託料が520万円、住基ネットシステム等機器の賃借料が657万6,000円、地方公共団体情報システム機構に対する負担金が2,937万7,000円、その他需用費等が126万7,000円となっています。

○委員（藤田誠一） 自治会や民間企業などへの

出張について、すごく評判がいいのですが、実績として、自治会であれば共働きの多いので夜の7時から9時までできるのかどうかなど、自治会や民間企業での感触や時間帯を教えてください。

○酒井市民環境部次長（市民課長） 今は人力的な問題もあり、平日の勤務時間帯内に限らせていただいておりますが、もう50以上の企業に伺いました。今、マイナンバーカードを取得していない層は子供が多く、親の同行が必要になることもあり、来年度は休日対応もしていきたいと考えています。

市営墓地整備費

○委員（大條雅久） 市営墓地整備費の最近5年間の金額の推移を教えてください。

財源が100%使用料で賄われていますが、使用料の具体的な説明をお願いします。

○小島環境保全課長 まず、市営墓地整備費の推移については、事業を開始した平成29年度の歳入、3墓地の再貸出しによる使用料収入が934万5,000円で、歳出、再貸出しを行うための区画修繕及び施設修繕費が475万7,000円です。平成30年度の歳入が651万円、歳出が392万8,000円、令和元年度の歳入が751万8,000円、歳出が609万1,000円、今年度は、現在のところ、歳入が401万1,000円、歳出が409万3,000円となっています。

次に、使用料については、真光寺、土ヶ谷、黒岩の3墓地における再貸出しによる墓所の永代使用料です。墓所の使用許可の際、使用する墓所の面積0.1平方メートルにつき2万1,000円の使用料を徴収しています。

○委員（大條雅久） 永代使用料を使って整備費に充てているとのことですが、正直、自転車操業という印象が拭えず、いかがなものかと思えます。さきに質疑した墓地管理費と併せて、市営墓地の運営を、使用している方からの収入で100%賄うのが望ましいということをしてずっと申し上げてきたのですが、そういう検討はしているのですか。また、令和3年度の再貸出しの予定区域や、区画整備予定はどうなっていますか。

あわせて、これも随分以前にお聞きしたのですが、土ヶ谷の墓地の一番上部に、長期間空いた区画が7区画ぐらいあり、貸出しなどしてはいいかかと思えますが、検討はしているのですか。

○小島環境保全課長 まず、管理料の検討ですが、先ほどの墓地管理費でもお答えいたしました

が、やはり管理料を含めた受益者負担で維持管理費を賄うのが適切だと考えていますので、当然、管理料の徴収を視野に入れた上で、現在使用者調査を進めているところです。

次に、令和3年度の再貸出しの予定については、先に区画を整備するのではなく、申出があったからということですので、未定です。

最後に、土ヶ谷墓地の奥の区域の再貸出しの予定ですが、平成16年水害で墓石が倒れているという現状で、何も申出がないので恐らく無縁墓だと推定されますが、これに関してもそういった再貸出しの要望があれば、無縁墓として改葬手続をして、再貸出しをするというような流れになろうかと思えます。

○委員（大條雅久） 最後の答弁は、真光寺墓地の最上部の3区画の件だと思いますが、私がお聞きしたのは、土ヶ谷です。土ヶ谷の上り切ったところに7区画ぐらい、当初から空いている区画があります。

○小島環境保全課長 申し訳ありません。恐らく磯浦の自治会と契約しているところだと思いますが、斎場を建設するときに、その区画については優先的に磯浦の方に貸し出すという確約を結んでいます。実際4区間ほどしか入っておらず、9区画空いているという状況です。確約を結んでいますので、一方的に破棄するわけにもいきませんが、土ヶ谷でそういった要望がもしあれば、今後自治会との協議もやぶさかでないと考えています。

猫不妊・去勢手術補助事業費

○委員（越智克範） 想定する頭数の根拠はどのように考えていますか。飼い主のいない猫の頭数は非常に多いと思われそうですがいかがですか。捕獲方法そのものが難しいと思いますが、実際にはどのような手順を考えていますか。また、住民による捕獲をどのようにお考えですか。他市では猫の対策として、撃退用超音波などの貸出しや補助を行っている例を見ますが、このような対策は本市では計画しないのですか。

○小島環境保全課長 まず、想定する頭数の根拠については、動物病院への聞き取り調査の結果、個人や団体が費用を負担して不妊去勢手術を行った飼い主のいない猫が昨年度、年間約40頭であったこと、また、令和元年度開始の宇和島市が初年度49頭だったといったことから、より積極的な手

術頭数が期待できることや人口規模等から想定頭数を90頭と設定しています。

次に、捕獲方法の手順ですが、申請者自身が餌づけをするなどして保護、捕獲し、不妊去勢手術を受けた後に補助金を申請していただく流れになっています。なお、捕獲が困難な場合には、保護用捕獲かごを貸し出すこととしています。

次に、撃退用超音波などの貸出し補助については、本市では、ホームページにおいて、家庭でできる猫よけ対策を紹介しているほか、西条保健所で貸出しを行っていますので、相談があった際は御紹介をしています。現在のところ本市での導入の計画はありません。

○委員（越智克範） 最後に言われた西条については、新居浜の住民でも貸し出していただけるのですか。

○小島環境保全課長 西条保健所の管内ですので、貸出しは可能です。

○委員（米谷和之） 飼い主のいない猫が対象とのことですが、手術を行い、助成金を受け取るのは誰ですか。いわゆる地域猫事業を実施するのですか。直近の殺処分数と、この事業によってどのくらい減少するだろうといった目標を立てているのか、お伺いします。

○小島環境保全課長 補助金交付対象者については、本市に住所を有し、市内で保護した飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用を負担するなどの要件を満たした方となります。今回の事業では、地域猫活動でいう、地域全体の理解のもと、住民が主体となり共同管理を行うといったところまでを求めているものではありません。直近の殺処分数については、送致された猫の頭数が、平成27年度が333頭、平成28年度が277頭、平成29年度が233頭、平成30年度が246頭、令和元年度が267頭となっており、このうちの約92.5%が殺処分されています。削減目標については、現時点では設定はしていませんが、1頭でも多くの不幸な猫を救いたいと考えています。

○委員（米谷和之） 地域猫事業をやらないということは、野良猫がうるさいと思う人が猫を捕まえて病院へ連れて行って手術をさせ、その人に助成金が支払われるということだとすると、飼い猫と野良猫との区別はどうするのですか。猫は登録などの義務はありませんよね。

もう1つ、地域猫事業をやらないということ

は、その猫をまた放すわけですよね。そうすると、その猫からは子供は生まれないので、そういう意味では減るのでしょうが、その猫が例えば寿命直前であれば、すぐ死んでしまう猫に対して助成金を支払うのは、あまり合理的ではありませんし、若い猫なら手術した後も何年も生きるわけですよね。その間、いわゆる環境的な改善といったものは、全く期待できないと思います。私は地域猫とペアで実施すべき事業ではないかと考えますが、なぜそこまで踏み切らなかったかと思いますが、いかがですか。

○小島環境保全課長 まず、地域猫との関係ですが、手術をして、その後できれば飼養や譲渡をしてもらうのですが、それがかなわない場合は、元の場所へ戻す、いわゆるTNR活動までを今回はお願いしています。そういった活動の継続により、個々の活動がグループ活動となったり、地域の賛同や理解が得られて地域猫活動に発展していったりすることに期待をしています。そのように発展していくようであれば、市としても全面的に協力をしていきたいですし、地元の説明会などがあれば、お伺いして地域猫活動についての説明をしていきたいと思います。地域猫活動をしただけではなく、地域猫活動に発展していくための第一歩と御理解いただければと思います。また、飼い猫と飼い主のいない猫との区別についてですが、申請の際に誓約書を書いていただきます。飼い主のいない猫かどうかという確認及び、もし飼い猫であったり、不正な行為で申請したりした場合は、取消しや補助金の返還にも同意をしていただくこととなります。また、手術をした猫は耳をV字カットしますが、飼い主が飼い猫の耳をカットするのは考えにくいので、そういったことで飼い猫と飼い主のいない猫とを区別します。

○委員（米谷和之） 先ほどTNR活動と言われましたが、TNR活動となるともう地域猫の活動になると思いますので、ちょっと違うと思います。以前ほかの機会に質問したことがありますが、いわゆる地域猫活動に対するモデル事業といったものまで想定して、そこに私は助成金を出すべきだと思います。このままであれば、何頭かやったけど環境的な改善は見られないといったところに落ちてしまってもやむを得ない事業になってしまうのではないですか。私はもっと積極的な取組が必要だと思いますが、いかがですか。

○小島環境保全課長 まず、TNR活動はあくまでも不妊去勢手術をした猫を元の場所に返すところまでであり、地域猫活動は、地域全体の理解のもと、地域の皆さんでその後の共同管理、面倒を見るところまでやって初めて地域猫活動であると理解しています。そこまでではないですが、この補助制度を何年も続けていくことにより、やはり効果はあると思います。

○委員（小野志保） 捕獲器は何器ありますか。また、助成金をもらっても、不足分が出ると思いますが、そこは自己負担ということですか。

○小島環境保全課長 まず、捕獲器については、6器所有しています。次に、費用負担については、差額は自己負担ですが、補助額は雄が5,000円、雌が1万円であり、愛媛県内であれば、例外である鬼北町の全額補助を除けば、金額的には1番高い額です。

家庭ごみふれあい収集事業費

○委員（井谷幸恵） 内訳と内容を教えてください。どのようなシステムになっていますか。どんなごみか、申請するのか、何人を想定しているか、週に何回か、どこに委託するか、トラック何台かなど、システムについて教えてください。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） まず、内訳と内容について、平成21年度から、家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者や障害者に対し、週に1回、戸別収集を無料で実施しています。内訳については、ふれあい収集対象者590人に対し、1回当たり562円の積算となっています。

システムについてですが、収集できるごみは、定期収集と同様で、毎週1回収集しています。対象者は、65歳以上の要介護認定者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、身体障害者手帳交付者1級、2級、療育手帳交付者A、精神障害者保健福祉手帳交付者1級・2級該当者などの単身世帯、またはこれらの者のみで構成される世帯となっています。

利用者は、令和3年3月1日現在で542人となっています。

申請方法については、本人申請ですが、代理申請も認めています。

業務については、シルバー人材センターに委託しており、軽トラックで、1班2名で2班または3班体制で収集を行っている状況です。

ごみステーション適正管理推進事業費

○委員（大條雅久） 適正管理に対する交付金の給付先は校区連合自治会ですか、単位自治会ですか、もしくは自治会員個人でもよいのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 交付金の交付対象は、地域住民を対象としたごみステーションを管理する単位自治会としています。

○委員（大條雅久） ごみステーションの新設等も考えられるかと思いますが、現在のごみステーションの設置基準について教えてください。総合ステーションが30世帯、可燃ごみが10世帯という基準、また、道路上や袋小路の先には許可を出さないと聞いていますが、既存のものとは異なるかもしれませんが、今から新設する場合の設置基準はどうなっていますか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） ごみステーションの設置基準については、大條委員御案内のとおり、総合ステーションは30世帯に1か所、燃やすごみは10世帯に1か所という基準となっています。現状、新設については、道路管理者の意向もあると思いますが、道路上は基本的に駄目だと認識しています。設置場所はごみ収集車が入れる場所でなければならないので、袋小路ではなかなか車が回れないところがあり、現場を見たと判断することとしています。

○委員（大條雅久） 道路管理者というのは、市の道路課のことですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 道路については、市道や農道などでそれぞれ管理者があり、管理者が認められるものであれば設置は可能だと思いますが、伺ったのでは基本的には難しいと認識しています。

○委員（大條雅久） ごみステーション監視カメラ設置補助金の支給先はどこになりますか。また、ごみステーション監視カメラが録画した映像の管理者は誰、もしくはどの団体を想定していますか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） ごみステーション監視カメラ設置補助金についても、単位自治会に対して支給することとしています。ごみステーション監視カメラの設置、運用に当たっては、プライバシーに十分配慮する必要があり、設置者である単位自治会において、管理規定に基づいて適正に管理していただくことを想定しています。

○委員（大條雅久） 録画した映像の管理規定と言われましたが、それは既にありますか。これからつくるのですか。つくる主体はどこになるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 管理規定については、設置希望者が申請する際に、市からひな形を示した上で、各自治会において管理規定を作成していただくこととしていますので、主体としては単位自治会です。

○委員（大條雅久） 私自身は、ごみステーションのルールに反した使い方をした方を特定し、御本人が責められるべきだと思いますが、一つ考えられるのは、映像を管理するのが単位自治会だとすれば、自治会長など役員個人の映像使用について、法律的な反撃を受けた場合、市としてどういう対応をするのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 今回、補助は市において行うものですが、設置後については自治会長などの役員が管理責任者や操作取扱者などとして登録、指定されると思いますので、対応についても、各単位自治会において行っただくようになると思います。

○委員（大條雅久） 市は法律的なサポートはしないのですか。例えば、訴訟になったときに守るための手段を市は準備しないのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 各単位自治会の責任において設置いただきますので、問題等が生じた場合には、各自治会において対応していただく前提となっています。

○委員（大條雅久） 答弁がすぐになされたことから、想定内の質疑だったのかと思いますが、本当に市として守るすべは用意しないのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） その辺りについては、他市の例も参考にして研究したところであり、そういった場合については、各単位自治会において対応していただくように考えています。

○委員（藤田幸正） ごみステーションについては、可燃物も不燃物も含め、それらが置かれているところは全てごみステーションと捉えられるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 市において認識しているごみステーションは約4,000か所です。道路上のものもありますが、それらも含めて全てごみステーションです。

○委員（藤田幸正） 可燃物、不燃物全て含めて4,000か所余りが全てごみステーションに含まれるということですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） そのように認識しています。

○委員（藤田幸正） その4,000か所について、環境美化の意義のために、その基盤であるごみステーションの適正な管理についての負担を軽減するため、自治会活動に対する支援を行うと言いますが、自治会活動に対する支援というのは、自治会員ではない人、例えば可燃ごみを道路上に車で置いていくのは、自治会員だろうと非自治会員だろうと、市民であれば同じです。私は、このごみステーションというのは、自治会が管理している不燃物の収集場所だという意識があったのですが、それで言うと、地区に住んでいる人は全部そこに出してもいいということになりますが、その辺りについて担当課のお考えはいかがですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 不燃ごみに限らず、可燃ごみのごみステーションも全て今回の適正管理推進事業の対象となっています。ただ、今回は、ごみステーションを管理いただいておりますので、地域の環境美化の推進をしていただいている自治会を対象にしています。

○委員（藤田幸正） 道路上に点在する可燃ごみステーションについては、周辺の家の人やいろいろな管理などをしており、車で走りながらごみを置く人は極めて少ないですが、不燃ごみステーションについて、自治会が場所を決めて、ごみステーションとして管理しています。そこへの会員外の持込みについて、以前から自治会で問題になっていますが、連合自治会の会合でも、連合自治会長自ら、何とかしてもらわないと困る、管理しているのだから金を出してもらわないといけないと、私も役員で出ていたときに聞いていました。そういった中でこれが出てきたのかなど。会員と会員外についてはどのように扱うのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 会員と会員外の扱いについては、従来から、自治会員以外のごみ出しについて、各自治会においていろいろ問題になってきたところであり、その辺りの問題点をクリアするために今回交付金制度を創設し、自治会への負担もかなりかかっていることもありますので、各自治会にそういった支援をすることにより、今後自治会員以外であっても、それ

ぞれ申し出いただけて自治会の了解が得られれば、ごみ出しを認めていただきたいということです。

○委員（藤田幸正） そうであれば、監視カメラは要らないのではないですか。カメラで監視することによって、余計に地域でのもめごとが起こる原因の一つになるのではないかと思います。その辺りについてのお考えはどうですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 監視カメラについては、以前から校区懇談会でも各自治会から要望がありました。曜日を守らないといった不適切排出に対して、主に抑止効果を考えた上での要望があり、今回対応したもので、非自治会員に対するものではないと認識しています。

○委員（藤田幸正） 以前の要望時は、このごみステーション適正管理推進事業費がないときの話で、今回この予算が出ると、監視カメラは要らないと、皆さんと一緒に自治会に入って、地域を盛り上げるために地域活動をしませうということになっていくのではないですか。4,000か所のごみステーションの中で、道路に置くのは別ですが、自治会が管理している、例えばボックスを置いているといったのは何か所ぐらいだと担当課は把握していますか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 先ほど申し上げたとおり、各自治会においてそれぞれ使い方を考えているところがあり、不適切排出などへの対応ということで、自治会として思いを持っていますので、今回は以前の御要望にもお応えする形でカメラ設置の補助を行うこととしています。自治会管理のステーション箇所については、最新の数値で2,400か所程度です。

○委員（藤田幸正） ということは、2,400か所に対して2,000万円を出して、適正管理をして、自治会活動の支援をするということになるのですか。単純にその数字で割った数が1か所当たりの金額として出てくるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 2,400か所ほどのごみステーションに関しての費用についてということで現在積算しています。

○委員（近藤司） ごみステーション適正管理推進交付金が2,000万円で、これは単位自治会に給付する金額ということで聞いていますが、先ほどごみステーションの数で割って給付金を渡すという話も出ていましたが、私が聞いているのは、単

位自治会に一定の金額を渡し、また、自治会にも大小があるので、自治会員数に応じて割り振るというやり方で行うとのことでしたが、それでいいのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長）

2,000万円の算定方法について、単位自治会への均等割の金額を設定した上で、校区人口や単位自治会の世帯数に応じて配分する世帯割等を併用して算定することとしており、試算では、均等割を2万円とした場合、それぞれの世帯数に応じて、1自治会当たり2万円程度から38万円程度の金額が各単位自治会に支出されるようになって考えています。

○委員（近藤司） 単位自治会を対象に渡すということですが、対象となる自治会数はどれぐらいあるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 単位自治会が全部で302あり、そのうち地域住民を対象とするごみステーションを管理する単位自治会となりますので、総数よりは減るかと思います。

○委員（近藤司） 定額で単位自治会に渡す金額はどれぐらいで、自治会員数によって違ってくる金額は幾らになるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 単位自治会数は302で、均等割が2万円ずつで600万円ほどとなり、残りの1,400万円弱が世帯や人口割により渡す額となります。

○委員（近藤司） ということは、管理しているステーションの数で自治会に配るのではなく、定額で幾ら、自治会員数の定率で幾らということ配付するという考え方ですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 近藤委員の言われるとおり、ステーションの数で金額を算定するのではなく、最終的には均等割の金額と人口、世帯数に応じた金額で配分するように考えています。

○委員（近藤司） 監視カメラとごみ収集ボックスの設置補助金として700万円余りを予算化していますが、ボックスの設置基数と1基当たりの補助金額、監視カメラの設置台数と1台当たりの補助金額を教えてください。また、設置を希望する自治会が多く、設置数が想定をオーバーした場合はどのように対応するのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） ごみ収集ボックスと監視カメラの補助についてですが、

ボックスは1台当たり10万円を上限に、半額の補助を行います。カメラについても半額補助ですが、こちらは限度額が3万円となっています。希望する自治会がオーバーした場合の対応については、今回は1年目ですので、予算額を上回った場合には、あらかじめ一定数を各校区に割り当てた上で、残りは抽選するというように考えています。

○委員（近藤司） 非自治会員から自治会のほうに、ごみを捨てさせてほしいという要望があった場合、適正管理に対する交付金を自治会がもらっているということで、捨てさせるように自治会に指導するのでしょうか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 非自治会員のごみステーションの利用については、管理者である自治会に対して、利用を申し出て、自治会が定めたルールに従って、きちんと分別してごみを排出するようお願いすることとしています。

○委員（近藤司） 自治会のルールということですが、自治会員になってくれなければ、ごみステーションを利用させないという回答をした場合、それで構わないのでしょうか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 自治会員でなくてもステーションを利用できるという前提になっていますので、自治会員でなくても、清掃当番や利用料の支払い等のルールを守ることにより、ごみステーションが使えると考えています。

○委員（近藤司） 非自治会員に自治会のごみステーションを使わせるということで、この2,000万円の交付金を自治会に渡すということですが、それであれば、非自治会員がわざわざ自治会にお金を出すということはないと思います。今自治会員数が少なくなっているため、自治会において、自治会加入を条件とする場合、市としては交付金の関係でどのように指導するのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 自治会員になることを強制するのは難しいと思います。先ほど申し上げたとおり、一定のルールを守っていただいた上で使ってもらおうという前提で考えています。

○委員（近藤司） 極論になりますが、もし自治会に交付金を渡している中で、自治会が非自治会員にごみを捨てさせるのを拒否した場合には、交

付金を返還させるのですか。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） そういったケースも可能性はあろうかと考えていますが、そういった場合には、一旦お支払いしている金額をお返しいただくことになろうかと考えています。

午後 4時06分休憩

午後 4時15分再開

○委員（山本健十郎） 今問題になっているのは、約2,400か所のステーションの管理者は、単位自治会の理事さん等であり、場所も各自治会が確保した場所です。管理費を出しているから、市として非自治会員も捨てていいということでは絶対にいけないのです。あくまでも、設置者に市はお願いもするし、非自治会員も今まで頼んで捨てさせてもらっていたのです。だから、そこだけはっきりしておいてもらわないと、我々議員にどうなっているのかと聞かれても答えるわけにはいきません。今回の管理費は、個人的には予算化してもよいし、カメラや配分方法についてもそれぞれ決めて、交付金制度をつくっていると思います。非自治会員のごみ捨てについては、管理費を出しているからいいということではなく、あくまでも市も頼むし、本人も行ってお願いして、了解して進めるということだけははっきりしておいてください。

○原市民環境部長 単位自治会が市内で2,400か所のごみステーションを管理していただいています。現状においては、この2,400か所のうち、非自治会も捨てていいという取扱いをしているところが約8割、自治会員以外は捨ててはいけないという取扱いをしているところが約17%です。いずれにしても、自治会員、非自治会員に限らず、市民の方が普通に生活していたら、ごみは出てくるものですので、ごみ出しについて市民一人一人が困ることのないような地域を築いていきませんかということから始まっています。山本委員が言われたように、自治会がごみステーションを管理していますので、自治会の了解なしには市としてもできませんので、連合自治会とワーキングチームを設置し、小委員会も開いてもらい、自治会としてこういうことができるかという投げかけをさせていただきました。最終的には、市内全体でごみステーションをみんなで使えるような方向にも

っていきませんかということで、連合自治会にて決定をいただきました。その一方で、みんなが使えるとなるとなかなかきちんと分別できる方ばかりではないので、その辺りの負担は引き続き自治会の方に担っていただく必要があります。その辺りを今回の交付金の中で支援するというところで2,000万円の予算化をさせていただきました。その上で、最終的に非自治会員の方が捨てる場合には、必ず管理者である自治会のほうに申し出てください、先ほど次長から答弁したように、非自治会員が捨てる場合には掃除やお金の支払いを求めるといったルールを決めている場合もありますので、こうしたルールにも従ってもらい、自治会の方の迷惑にならないようにきちんと分別してごみを出してもらおうように、これまでもお願いしていますし、これからもお願いしていきたいと思います。単位自治会の管理ステーションについては、市からもお願いし、連合自治会からもお願いするというので、今後対応していきたいと考えています。

○委員（山本健十郎） すっきりしません、市が管理費を出してそういうことをしたいのは分かりますが、連合自治会はあまり関係ありません。ステーションを管理している単位自治会の方に、新居浜市がお願いする、それよりも根本的なことは、捨てさせてほしいという方が、自治会のほうに行って、まず了解をもらわないといけません。そういうことを市が方針としてきちんとしないと、この話はややこしいですよ。

○原市民環境部長 先ほど申し上げた、管理者である単位自治会のほうに申し出てください、ルールを守って分別してくださいというのは、市のほうから、捨てようとする方に申し上げるといって進めていきたいと思っています。

○委員（黒田真徳） 自治会で防犯カメラを既に設置しているところがあれば、効果についてのヒアリングや評価をどのようにしたのか教えてください。

○加藤市民環境部次長（ごみ減量課長） 一番大きいのは抑止効果だと言われています。実際には、収集日を守らないごみ排出などが減ったと伺っています。

午後 4時24分閉会